附　則

（施行期日）

１　この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

３　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○農林水産省令第八十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十一日

農林水産大臣　吉川　貴盛

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
オルビフロキサシンを有効成分とする注射剤	牛 （略）	１日量として体重１kg当たり５㎎以下の量を筋肉内に注射すること。 １日量として体重１kg当たり５㎎以下の量を静脈内に注射すること。 （略）	（略） 食用に供するためにと殺する前２日間又は食用に供するために搾乳する前24時間 （略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）

改正前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
オルビフロキサシンを有効成分とする注射剤	牛 （略）	１日量として体重１kg当たり５㎎以下の量を筋肉内に注射すること。 （新設） （略）	（略） （新設） （略）
硫酸カナマイシンを有効成分とする飼料添加剤（別表第２に掲げるものを除く。）	豚 鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり180ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料１ｔ当たり90ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間 食用に供するためにと殺する前７日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	１日量として体重１kg当たり100㎎（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間